

# 定 款

旭精機工業株式会社

## 旭精機工業株式会社定款

沿革	制定	昭和28年8月11日	
	改正	昭和28年9月14日	副社長1名の増員、常任監査役の設置
		昭和29年4月24日	事業種目の増加、授権資本の増加および増加株に対する新株引受権の規定
		昭和29年11月26日	本店所在地変更、授権資本の増加
		昭和30年5月28日	取締役定員2名の増員
		昭和30年11月25日	新株引受権の削除およびその他商法の一部改正に伴う変更
		昭和31年11月27日	公告方法の変更および年1回決算への変更
		昭和32年5月29日	事業種目の増加
		昭和36年5月27日	商号の変更、授権資本の増加
		昭和37年5月28日	公告方法の変更
		昭和39年5月28日	支店および計算に関する規定削除
		昭和42年5月29日	商法の一部改正に伴う株式取扱手続の改正
		昭和43年5月28日	専務取締役の設置
		昭和46年5月27日	事業種目の増加、本店所在地変更および授権資本の増加
		昭和47年5月29日	公告掲載紙の名称変更、取締役定員3名の増員および会長の設置
		昭和50年5月29日	商法の一部改正に伴う変更、内容の整備および表現の変更、調整等
		昭和57年10月1日	商法等の一部改正に伴う変更、単位株制度に関する規定の新設等所要事項の変更等 (昭和57年6月24日改正公布)
		昭和59年8月10日	株式分割に伴い発行する株式の総数、額面株式1株の金額および1単位の株式数の変更 (昭和59年6月28日改正公布)
		昭和63年6月29日	事業種目の増加
		昭和63年9月1日	名義書換代理人の設置および条文の整理統合 (昭和63年6月29日改正公布)
		平成2年6月28日	副会長の設置および関係条文の表現の整備
		平成3年6月27日	取締役定員5名の増員
		平成4年6月26日	商法の一部改正に伴う変更、株券保管振替制度の実施に伴う変更および基準日制度の導入に伴う変更
		平成6年6月29日	商法等の一部改正に伴う変更および関係条文の表現の整備等
		平成10年6月26日	株式消却特例法による利益消却手続の規定
		平成14年6月27日	商法等の一部改正等に伴う変更および関係条文の表現の整備等

平成15年6月27日	商法等の一部改正等に伴う変更および関係条文の表現の整備等
平成16年6月29日	取締役会決議による自己株式の買受けおよび単元未満株式の買増制度に関する規定の新設
平成18年6月29日	会社法の施行に伴う変更および関係条文の表現の整備等
平成19年6月28日	社外取締役、社外監査役との間での責任限定契約が締結できる旨の規定の新設および補欠監査役の選任の効力を4年とする旨の規定の新設等
平成21年6月26日	株券電子化に伴う変更および関係条文の表現の整備等
平成26年6月27日	事業目的の表現の整理および退職慰労金の文言の削除
平成29年10月1日	株式併合に伴う発行可能株式総数および単元株式数の変更

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、商号を旭精機工業株式会社と称し、英文では A S A H I  
- S E I K I M A N U F A C T U R I N G C O . , L T D . とする。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種機械器具ならびにその部品の製造修理および販売
2. 各種銃弾類ならびに火工品の製造および販売
3. 各種精密金属加工品の製造および販売
4. 各種航空・宇宙関連部品の製造および販売
5. 各種合成樹脂加工品の製造および販売
6. 不動産の売買・貸借および管理
7. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を愛知県尾張旭市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、中日新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、5,824,900株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、20名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第29条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

③ 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役および常任監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

② 監査役会は、その決議によって常任監査役若干名を定めることができる。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。